

令和5年度 裁判所職員採用試験受験案内

— 総合職試験・一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）—

第1 受付期間

インターネット申込み 3月17日（金）15:00～4月10日（月）
【受信有効】

WEBサイトへGO!

裁判所職員採用試験

検索

（詳細は11頁）

4月10日（月）までに申込データを受信完了したものに限り受け付けます。
余裕を持って申込手続を完了してください。

令和5年度試験から申込受付開始が約2週間早まり、申込受付期間が延びました！

第2 試験日程

試験名		試験日		試験種目	合格者発表日
裁判所事務官	総合職試験 院卒者区分 大卒程度区分	第1次	5月13日（土） 8:50 着席※1（9:10試験開始） 16:30 試験終了（特例を希望しない者） 18:05 試験終了（特例を希望する者）	基礎能力試験（多肢選択式） 専門試験（多肢選択式）	6月1日（木）
		第2次	6月10日（土） 9:40 着席※1（10:00試験開始） 14:45 試験終了（大卒程度区分） 16:25 試験終了（院卒者区分）	専門試験（記述式・憲法）※2 論文試験（小論文）※2、※3	7月6日（木）
				政策論文試験（記述式）	
				専門試験（記述式・民法、刑法、訴訟法※4）	
		第3次	6月12日（月）～6月23日（金）※5	人物試験（個別面接）	8月2日（水）
				人物試験（集団討論及び個別面接）	
	一般職試験 大卒程度区分	第1次	5月13日（土） 8:50 着席※1（9:10試験開始） 18:05 試験終了	基礎能力試験（多肢選択式） 専門試験（多肢選択式）	6月1日（木）
		第2次	6月12日（月）～7月7日（金）※5	専門試験（記述式・憲法）※2 論文試験（小論文）※2	8月2日（水）
				人物試験（個別面接）	
				人物試験（個別面接）	
家庭裁判所調査官補	総合職試験 院卒者区分 大卒程度区分	第1次	5月13日（土） 8:50 着席※1（9:10試験開始） 11:35 試験終了（院卒者区分） 12:10 試験終了（大卒程度区分）	基礎能力試験（多肢選択式）	6月1日（木）
		第2次	6月10日（土） 9:40 着席※1（10:00試験開始） 14:45 試験終了	政策論文試験（記述式） 専門試験（記述式）	7月13日（木）
				人物試験Ⅰ（個別面接）	
				人物試験Ⅱ（集団討論及び個別面接）	

※1 着席時刻から試験に関する注意事項の説明を開始しますので、必ず同時刻までに受付を済ませ、着席してください。

※2 第2次試験専門試験（記述式・憲法）及び同論文試験（小論文）は、第1次試験日に実施します。

※3 論文試験（小論文）は、特例希望者のみの試験種目です。

※4 訴訟法（民事訴訟法又は刑事訴訟法）は、総合職試験（院卒者区分）のみの科目です。

※5 人物試験受験票で指定する日に実施します。

第3 合格者発表

- 1 合格者には合格通知書を送付します。発表の日（1頁参照）から2日経っても通知書が届かない場合は、最高裁判所に問い合わせてください（問合せ先は、11頁の「申込みに関する問合せ先」と同じ。）。
- 2 合格者の受験番号は、各発表日に、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページに掲載します（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）。
- 3 裁判所では、有料で試験の可否の連絡を請け負うことは一切行っておりません。

第4 受験資格

総合職試験 (裁判所事務官、院卒者区分) (家庭裁判所調査官補、院卒者区分)	平成5年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの 1 大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び令和6年3月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者 2 最高裁判所が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
総合職試験 (裁判所事務官、大卒程度区分) (家庭裁判所調査官補、大卒程度区分)	1 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 2 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 最高裁判所が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
一般職試験 (裁判所事務官、大卒程度区分)	1 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 2 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び令和6年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者

○ この試験を受けられない者

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 国家公務員法第38条の規定に該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 最新の受験資格情報については、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページにも掲載しますので、確認してください（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）。

第5 試験種目・試験の方法・配点比率

1 総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）

試験日		試験種目	内容・出題分野・出題数		解答数	解答時間	配点比率
第1次試験	5月13日(土)	基礎能力試験 (多肢選択式)	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 知能分野 27題 知識分野 3題 ただし、特例希望者(※1)は、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）での合否判定用として、さらに知識分野10題の解答を要する（この場合の解答時間は3時間とする。）。)		30題 特例希望者 40題	2時間25分 特例希望者 3時間	2/15
		専門試験 (多肢選択式)	裁判所事務官に必要な専門的知識などについての筆記試験 必須 憲法 7題、民法 13題 選択 刑法又は経済理論 10題 ※2		30題	1時間30分	2/15
		論文試験 (小論文)	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験 1題 ※3、※4		1題 特例希望者のみ	1時間 特例希望者のみ	
第2次試験	6月10日(土)	専門試験 (記述式)	裁判所事務官（院卒者区分）に必要な専門的知識などについての筆記試験 ※5	憲法 1題 ※4	1題	1時間	4/15
				民法 1題	2題	2時間	
				刑法 1題			
				民事訴訟法又は刑事訴訟法 1題 ※2	1題	1時間	
	6月12日(月) ～6月23日(金)	政策論文試験 (記述式)	組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力などについての筆記試験 1題		1題	1時間30分	1/15
		人物試験	人柄、資質、能力などについての個別面接				※6
第3次試験	7月18日(火) ～7月19日(水)	人物試験	人柄、資質、能力などについての集団討論及び個別面接				6/15

※1 特例制度については、5頁を参照してください。

※2 どちらの科目を解答するかについては、試験当日に問題を見た上で選択できます。

※3 特例希望者は、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）での合否判定用として解答が必要です。

※4 第1次試験日に実施します。

※5 憲法では、六法の使用を認めません。民法、刑法及び訴訟法においては、六法を試験場において各受験者に貸与し、その六法の使用を認めます。

※6 第2次試験の合否判定のみに利用します。

(注) 総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）と重なる試験種目については、共通の試験問題で行います。ただし、第1次試験基礎能力試験及び第2次試験専門試験は、解答する問題数が異なります。

2 総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

試験日		試験種目	内容・出題分野・出題数	解答数	解答時間	配点比率
第1次試験	5月13日（土）	基礎能力試験 （多肢選択式）	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 知能分野 27題 知識分野 13題	40題	3時間	2/15
		専門試験 （多肢選択式）	裁判所事務官に必要な専門的知識などについての筆記試験 必須 憲法 7題、民法 13題 選択 刑法又は経済理論 10題 ※1	30題	1時間30分	2/15
		論文試験 （小論文）	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験 1題 ※2、※3	1題 特例希望者のみ	1時間 特例希望者のみ	
第2次試験	6月10日（土）	専門試験 （記述式）	裁判所事務官（大卒程度区分）に必要な専門的知識などについての筆記試験 ※4	憲法 1題 ※3 民法 1題 刑法 1題	1題 2題	1時間 2時間
						4/15
		政策論文試験 （記述式）	組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力などについての筆記試験 1題	1題	1時間30分	1/15
	6月12日（月） ～6月23日（金）	人物試験	人柄、資質、能力などについての個別面接			※5
第3次試験	7月18日（火） ～7月19日（水）	人物試験	人柄、資質、能力などについての集団討論及び個別面接			6/15

※1 どちらの科目を解答するかについては、試験当日に問題を見た上で選択できます。

※2 特例希望者は、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）での合否判定用として解答が必要です。特例制度については、5頁を参照してください。

※3 第1次試験日に実施します。

※4 憲法では、六法の使用を認めません。民法及び刑法においては、六法を試験場において各受験者に貸与し、その六法の使用を認めます。

※5 第2次試験の合否判定のみに利用します。

（注）総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）と重なる試験種目については、共通の試験問題で行います。ただし、第1次試験基礎能力試験及び第2次試験専門試験は、解答する問題数が異なります。

3 一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

試験日		試験種目	内容・出題分野・出題数	解答数	解答時間	配点比率
第1次試験	5月13日（土）	基礎能力試験（多肢選択式）	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 知能分野 27題 知識分野 13題	40題	3時間	2/10
		専門試験（多肢選択式）	裁判所事務官に必要な専門的知識などについての筆記試験 必須 憲法 7題、民法 13題 選択 刑法又は経済理論 10題 ※1	30題	1時間30分	2/10
第2次試験		論文試験（小論文）	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験 1題 ※2	1題	1時間	1/10
		専門試験（記述式）	裁判所事務官（大卒程度区分）に必要な専門的知識などについての筆記試験 憲法 1題 ※2、※3	1題	1時間	1/10
	6月12日（月） ～7月7日（金）	人物試験	人柄、資質、能力などについての個別面接			4/10

※1 どちらの科目を解答するかについては、試験当日に問題を見た上で選択できます。

※2 第1次試験日に実施します。

※3 六法の使用は認めません。

（注）総合職試験（裁判所事務官）と重なる試験種目については、共通の試験問題で行います。ただし、第1次試験基礎能力試験及び第2次試験専門試験は、解答する問題数が異なります。

4 総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）の特例制度について

- 受験の申込みに際して、特例を希望して、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）の各試験種目を有効に受験すると、同試験に加え、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の受験者としても合否判定を受けることができます。
具体的には、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）の第1次試験において不合格となった場合には一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第1次試験の、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）の第2次試験又は第3次試験において不合格となった場合には一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第2次試験の、それぞれ有効受験者として扱われ、改めて一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の受験者としての合否判定を受けることができます。また、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）の第3次試験に合格した場合にも、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第2次試験の有効受験者として扱われ、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の合否判定を受けることができます。
- 特例を希望する受験者は、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）の受験申込みの際に、特例の希望「有」を選択してください。なお、申込受付後の特例希望の変更は認められません。
- 特例が適用されるには、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）の各試験種目を全て有効に受験する必要があります。同試験の試験種目を一つでも欠席又は棄権した場合には、この特例は適用されません。
- 特例希望の有無が合否に影響することはありませんし、採用時や採用後に不利に扱われることもありません。

5 総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）

試験日		試験種目	内容・出題分野・出題数	解答数	解答時間	配点比率
第1次試験	5月13日（土）	基礎能力試験 （多肢選択式）	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 知能分野 27題 知識分野 3題	30題	2時間25分	4/15
第2次試験	6月10日（土）	専門試験 （記述式）	家庭裁判所調査官補に必要な専門的知識などについての筆記試験 次の5領域から出題される15題のうち選択する2題 ※1、※2 心理学に関する領域（3題） 教育学に関する領域（3題） 福祉に関する領域（3題） 社会学に関する領域（2題） 法律学に関する領域（民法2題、刑法2題）	2題	2時間	4/15
		政策論文試験 （記述式）	組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力などについての筆記試験 1題	1題	1時間30分	1/15
	6月12日（月） ～6月23日（金） ※3	人物試験Ⅰ	人柄、資質、能力などについての個別面接			2/15
		人物試験Ⅱ	人柄、資質、能力などについての集団討論及び個別面接			4/15

※1 15題のうち、どの2題を解答するかについては、試験当日に問題を見た上で選択できます。

※2 六法を試験場において各受験者に貸与し、その六法の使用を認めます。

※3 人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱは同日に実施される予定です。

（注）総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）と共通の試験問題で行います。ただし、第1次試験基礎能力試験は、解答する問題数が異なります。

6 総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）

試験日		試験種目	内容・出題分野・出題数	解答数	解答時間	配点比率
第1次試験	5月13日（土）	基礎能力試験 （多肢選択式）	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 知能分野 27題 知識分野 13題	40題	3時間	4/15
第2次試験	6月10日（土）	専門試験 （記述式）	家庭裁判所調査官補に必要な専門的知識などについての筆記試験 次の5領域から出題される15題のうち選択する2題 ※1、※2 心理学に関する領域（3題） 教育学に関する領域（3題） 福祉に関する領域（3題） 社会学に関する領域（2題） 法律学に関する領域（民法2題、刑法2題）	2題	2時間	4/15
		政策論文試験 （記述式）	組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力などについての筆記試験 1題	1題	1時間30分	1/15
	6月12日（月） ～6月23日（金） ※3	人物試験Ⅰ	人柄、資質、能力などについての個別面接			2/15
		人物試験Ⅱ	人柄、資質、能力などについての集団討論及び個別面接			4/15

※1 15題のうち、どの2題を解答するかについては、試験当日に問題を見た上で選択できます。

※2 六法を試験場において各受験者に貸与し、その六法の使用を認めます。

※3 人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱは同日に実施される予定です。

（注）総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）と共通の試験問題で行います。ただし、第1次試験基礎能力試験は、解答する問題数が異なります。

第6 勤務地、採用予定人員及び試験地

1 総合職試験(裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分)

管轄する高等裁判所 勤務地	採用予定人員		第1次試験地	第2次試験地		第3次 試験地
	院卒者区分	大卒程度区分		筆記試験	人物試験	
札幌高等裁判所 北海道	1人程度	1人程度	札幌市 函館市	第1次試験地 に同じ(第1 次試験と同一 の試験地で受 験する。)	札幌市	東京都
仙台高等裁判所 宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	1人程度	2人程度	釧路市 仙台市 福島市 盛岡市 秋田市		仙台市	
東京高等裁判所 東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県	2人程度	5人程度	青森市 東京都 横浜市 さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市		東京都	
名古屋高等裁判所 愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県	1人程度	2人程度	新潟市 名古屋市 津市 金沢市 富山市		名古屋市	
大阪高等裁判所 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県	2人程度	3人程度	大阪市 京都市 神戸市		大阪市	
広島高等裁判所 広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県	1人程度	2人程度	広島市 山口市 岡山市 鳥取市 松江市		広島市	
高松高等裁判所 香川県 徳島県 高知県 愛媛県	1人程度	1人程度	高松市 高知市 松山市		高松市	
福岡高等裁判所 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県	1人程度	3人程度	福岡市 長崎市 大分市 熊本市 鹿児島市 宮崎市 那覇市		福岡市	

(注) 1 採用予定人員は、令和5年1月現在のものであり、変動する場合があります。

2 試験場は、原則として上記都市内に設けますが、受験者数等の都合により、上記都市周辺に設ける場合もあります。
必ず受験票で確認してください。

◆試験地について

①第1次試験及び第2次試験の筆記試験の試験地は、**希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。**②ただし、第2次試験の筆記試験の試験地は、第1次試験の試験地と同じであり、異なる試験地を選択することはできません。

③第2次試験の人物試験は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の所在する試験地で受験することになります。

④第3次試験の人物試験は、東京都で行います。⑤特例希望者については、第1次試験の結果、総合職試験(裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分)に不合格となり、一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)に合格した場合、第2次試験の人物試験の試験地は、一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)の第2次試験の人物試験の試験地となります(9頁参照)。

試験地の選択例：住所地在横浜市、希望する勤務地が広島県の場合(この場合、希望する勤務地を管轄する高等裁判所は広島高等裁判所となります。)

- | | | |
|---|---|-------|
| ①第1次試験地(※希望する試験地で受験できます。) | → | ① 横浜市 |
| ②第2次試験地(筆記試験)(※①と同じ試験地となります。) | → | ② 横浜市 |
| ③第2次試験地(人物試験)(※希望勤務地を管轄する高等裁判所の所在する試験地) | → | ③ 広島市 |
| ④第3次試験地(※東京都となります。) | → | ④ 東京都 |

※特例希望者のみ

- | | | |
|--|---|-------|
| ⑤一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)の第2次試験地
(人物試験)(※希望勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の試験地) | → | ⑤ 広島市 |
|--|---|-------|

◆勤務地について

採用時の勤務地は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から決定します。

◆大学院を修了した方又は修了する見込みの方へ

総合職試験については、院卒者区分を設けた趣旨や、院卒者にふさわしい試験内容としている観点から、院卒者の方や大学院修了見込みの方は、総合職試験(院卒者区分)を受験してください。

2 一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

管轄する高等裁判所 勤務地	採用予定人員	第1次試験地	第2次試験地	
			筆記試験	人物試験
札幌高等裁判所 北海道	15人程度	札幌市 函館市	第1次試験地に 同じ（第1次試験 と同一の試験 地で受験する。）	札幌市 函館市 釧路市
仙台高等裁判所 宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	35人程度	釧路市 仙台市 福島市 盛岡市 秋田市 青森市		仙台市 福島市 盛岡市 秋田市 青森市
東京高等裁判所 東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県	135人程度	東京都 横浜市 さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市		東京都 横浜市 さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市 新潟市
名古屋高等裁判所 愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県	30人程度	新潟市 名古屋市 津市 金沢市 富山市 大阪市 京都市 神戸市		名古屋市 津市 金沢市 富山市
大阪高等裁判所 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県	80人程度	広島市 山口市 岡山市 鳥取市 松江市 高知市 松山市 長崎市 福岡市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市		大阪市 京都市 神戸市
広島高等裁判所 広島県 山口市 岡山県 鳥取県 島根県	25人程度			広島市 山口市 岡山市 鳥取市 松江市
高松高等裁判所 香川県 徳島県 高知県 愛媛県	15人程度			高松市 高知市 松山市
福岡高等裁判所 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県	40人程度			福岡市 長崎市 大分市 熊本市 鹿児島市 宮崎市 那覇市

(注) 1 採用予定人員は、令和5年1月現在のものであり、変動する場合があります。

2 試験場は、原則として上記都市内に設けますが、受験者数等の都合により、上記都市周辺に設ける場合もあります。
必ず受験票で確認してください。

◆試験地について

①第1次試験及び第2次試験の筆記試験の試験地は、**希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。**②ただし、第2次試験の筆記試験の試験地は、第1次試験の試験地と同じであり、異なる試験地を選択することはできません。

③第2次試験の人物試験は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の試験地から選択することになります。④ただし、第1次試験の試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内にある場合は、同試験地と異なる試験地を選択することはできません。

試験地の選択例1：住所地在東京都、希望する勤務地が石川県の場合（この場合、希望する勤務地を管轄する高等裁判所は名古屋高等裁判所となります。）

①第1次試験地（※希望する試験地で受験できます。）	→	① 東京都
②第2次試験地（筆記試験）（※①と同日に同じ試験地）	→	② 東京都
③第2次試験地（人物試験）（※希望勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の試験地）	→	③ 金沢市

試験地の選択例2：住所地在仙台市、希望する勤務地が秋田県の場合（この場合、希望する勤務地を管轄する高等裁判所は仙台高等裁判所となります。）

①第1次試験地（※希望する試験地で受験できます。）	→	① 仙台市
②第2次試験地（筆記試験）（※①と同日に同じ試験地）	→	② 仙台市
④第2次試験地（人物試験）（※第1次試験地が、希望勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内にあるため、①と同じ試験地となります。）	→	④ 仙台市

◆勤務地について

採用時の勤務地は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から決定します。

3 総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）

採用予定人員	第 1 次 試 験 地	第 2 次 試 験 地	
		筆記試験	人物試験
院卒者区分 10人程度	札幌市 函館市 釧路市	第1次試験地と同じ (第1次試験と同一の 試験地で受験する。)	札幌市
	仙台市 福島市 盛岡市 秋田市 青森市		仙台市
	東京都 横浜市 さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市 新潟市		東京都
	名古屋市 津市 金沢市 富山市		名古屋市
大卒程度区分 40人程度	大阪市 京都市 神戸市		大阪市
	広島市 山口市 岡山市 鳥取市 松江市		広島市
	高松市 高知市 松山市		高松市
	福岡市 長崎市 大分市 熊本市 鹿児島市		福岡市
	宮崎市 那覇市		

(注) 1 採用予定人員は、令和5年1月現在のものであり、変動する場合があります。

2 試験場は、原則として上記都市内に設けますが、受験者数等の都合により、上記都市周辺に設ける場合もあります。必ず受験票で確認してください。

◆試験地について

第1次試験地は、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択してください。

第2次試験の人物試験は、第1次試験地に対応する試験地（上表の第1次試験地の欄に対応する第2次試験地の人物試験の欄に記載された試験地）で受験することになります。ただし、第1次試験合格者数によって、第1次試験地に対応する試験地とは異なる試験地で実施する可能性があります。

◆勤務地について

採用時の勤務地は、全国の大規模の家庭裁判所（札幌家庭裁判所、仙台家庭裁判所、東京家庭裁判所、横浜家庭裁判所、さいたま家庭裁判所、千葉家庭裁判所、名古屋家庭裁判所、大阪家庭裁判所、京都家庭裁判所、神戸家庭裁判所、広島家庭裁判所及び福岡家庭裁判所）の中から決定します。

◆大学院を修了した方又は修了する見込みの方へ

総合職試験については、院卒者区分を設けた趣旨や、院卒者にふさわしい試験内容としている観点から、院卒者の方や大学院修了見込みの方は、総合職試験（院卒者区分）を受験してください。

第7 申込手続等

1 申込手続に関する注意事項

- (1) インターネット申込みを利用してください。
- (2) 申し込むことができる「試験の種類」は一つに限ります。二つ以上の申込みをした場合には、受験申込みの受付ができないことがあります。
- (3) 受験申込みの受付後は、「試験の種類」、「特例希望の有無」、「希望する勤務地を管轄する高等裁判所」及び「試験地」の変更は認められません。
- (4) 「試験の種類」、「特例希望の有無」、「希望する勤務地を管轄する高等裁判所」及び「試験地」以外の申込内容の訂正は、第1次試験の際に受け付けますので、住所等の申込内容の訂正を目的とした重複申込みは絶対にしないでください。
- (5) 誤記や未記入がある場合には、適宜電話等で連絡しますので、申込みをした日から4月24日（月）まで（土、日を除く）の間、必ず連絡がとれるようにしておいてください。補正ができなかった場合には、受験申込みの受付ができないことがあります。

2 個人情報の管理について

受験申込み及び試験により取得した個人情報は、適正に管理します。

取得した個人情報は、試験手続に利用するほか、最終合格すると氏名・連絡先等採用を行うにあたり必要と認められる情報については採用手続において利用します。なお、学歴等の事項は、試験結果の分析、今後の効率的な募集活動等のために利用するものであり、試験結果に影響を与えるものではありません。

3 申込方法

- (1) 携帯電話（スマートフォンを含む。）からは受験申込み及び受験票のダウンロードはできません。また、パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。
- (2) 次のアドレスへアクセスして、説明に従って入力してください。
申込専用アドレス <https://www-shiken.courts.go.jp/>
なお、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページ（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）を経由して申込専用アドレスにアクセスすることもできます。
- (3) 手続は、「事前登録」と「申込受付」の2段階になっています。それぞれに「完了通知メール」が届きますので、必ず保存してください。
- (4) 「受験票発行通知メール」の送信は5月2日（火）13：00～15：00を予定しています。
- (5) 受験票及び受験票（控）のダウンロード期間は5月2日（火）13：00～5月12日（金）17：00ですが、なるべく速やかにダウンロードし、ダウンロードできない場合には、下記の「申込みに関する問合せ先」に、5月12日（金）17：00までに問い合わせてください。
- (6) (5)でダウンロードした受験票及び受験票（控）のファイルは保存した上で紙に印刷して作成してください。
- (7) 受験票には、本人であることが明瞭に確認できる写真（3箇月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きの縦4cm、横3cmのもので、裏面に受験番号及び氏名を記入したもの）をはがれないようしっかり貼り、第1次試験当日に必ず持参してください。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明な場合には、受験を認めません。
- (8) 第1次試験当日、受験票は回収しますので、受験票の他に受験票（控）も必ず持参してください。

○ 申込方法のまとめ（チェックリストとしてもご利用ください。）

受付期間	3月17日（金）15：00～4月10日（月）[受信有効]
申込手続	☐ 事前登録（パスワードの設定・保管） ☐ 事前登録受付完了通知メール（IDの通知）の保存 ☐ 受験申込み ☐ 申込受付完了通知メールの保存
申込先	申込専用アドレス https://www-shiken.courts.go.jp/
受験票	受験票ダウンロード期間 5月2日（火）13：00～5月12日（金）17：00 （ダウンロードできない場合の問合せ期限は、5月12日（金）17：00まで。） ☐ 受験票及び受験票（控）ダウンロード・保存・印刷 ☐ 受験票作成（のり付け、切り取り） ☐ 写真貼付※ ※ 受験票には、本人であることが明瞭に確認できる写真（3箇月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きの縦4cm、横3cmのもので、裏面に受験番号及び氏名を記入したもの）を貼付してください。 写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明な場合には、受験を認めません。 ※ 受験票（控）も第1次試験当日に持参してください。

申込に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係 03-3264-5758（直通）
（注）午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

○ 第1次試験地にある裁判所

1 総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）・一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

第1次試験地	問 合 せ 先	郵便番号	所 在 地	電話番号
札幌市	札幌地方裁判所事務局人事課	060-0042	札幌市中央区大通西11	011 (350) 4807
函館市	函館地方裁判所事務局総務課	040-8601	函館市上新川町1-8	0138 (38) 2366
釧路市	釧路地方裁判所事務局総務課	085-0824	釧路市柏木町4-7	0154 (99) 1203
仙台市	仙台地方裁判所事務局人事課	980-8639	仙台市青葉区片平1-6-1	022 (222) 4166
福島市	福島地方裁判所事務局総務課	960-8512	福島市花園町5-38	024 (534) 2196
盛岡市	盛岡地方裁判所事務局総務課	020-8520	盛岡市内丸9-1	019 (622) 3352
秋田市	秋田地方裁判所事務局総務課	010-8504	秋田市山王7-1-1	018 (803) 0506
青森市	青森地方裁判所事務局総務課	030-8522	青森市長島1-3-26	017 (722) 5428
東京都	東京地方裁判所事務局人事課	100-8920	東京都千代田区霞が関1-1-4	03 (3581) 2469
横浜市	横浜地方裁判所事務局人事課	231-8502	横浜市中区日本大通9	045 (664) 8751
さいたま市	さいたま地方裁判所事務局人事課	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	048 (863) 8524
千葉市	千葉地方裁判所事務局人事課	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	043 (333) 5243
水戸市	水戸地方裁判所事務局総務課	310-0062	水戸市大町1-1-38	029 (224) 8421
宇都宮市	宇都宮地方裁判所事務局総務課	320-8505	宇都宮市小幡1-1-38	028 (621) 4744
前橋市	前橋地方裁判所事務局総務課	371-8531	前橋市大手町3-1-34	027 (231) 4902
静岡市	静岡地方裁判所事務局総務課	420-8633	静岡市葵区追手町10-80	054 (251) 6235
甲府市	甲府地方裁判所事務局総務課	400-0032	甲府市中央1-10-7	055 (235) 1134
長野市	長野地方裁判所事務局総務課	380-0846	長野市旭町1108	026 (403) 2010
新潟市	新潟地方裁判所事務局総務課	951-8511	新潟市中央区学校町通1-1	025 (222) 4178
名古屋市	名古屋地方裁判所事務局人事課	460-8504	名古屋市中区三の丸1-4-1	052 (203) 9767
津市	津地方裁判所事務局総務課	514-8526	津市中央3-1	059 (226) 4876
金沢市	金沢地方裁判所事務局総務課	920-8655	金沢市丸の内7-1	076 (262) 4435
富山市	富山地方裁判所事務局総務課	939-8502	富山市西田地方町2-9-1	076 (421) 6319
大阪市	大阪地方裁判所事務局人事課	530-8522	大阪市北区西天満2-1-10	06 (6316) 2625
京都市	京都地方裁判所事務局人事課	604-8550	京都市中京区菊屋町	075 (257) 9139
神戸市	神戸地方裁判所事務局人事課	650-8575	神戸市中央区橘通2-2-1	078 (367) 1026
広島市	広島地方裁判所事務局人事課	730-0012	広島市中区上八丁堀2-43	082 (228) 0486
山口市	山口地方裁判所事務局総務課	753-0048	山口市駅通り1-6-1	083 (922) 9137
岡山市	岡山地方裁判所事務局総務課	700-0807	岡山市北区南方1-8-42	086 (222) 4126
鳥取市	鳥取地方裁判所事務局総務課	680-0011	鳥取市東町2-223	0857 (22) 2171
松江市	松江地方裁判所事務局総務課	690-8523	松江市母衣町68	0852 (26) 1969
高松市	高松地方裁判所事務局総務課	760-8586	高松市丸の内1-36	087 (851) 1538
高知市	高知地方裁判所事務局総務課	780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088 (822) 0585
松山市	松山地方裁判所事務局総務課	790-8539	松山市一番町3-3-8	089 (903) 4381
福岡市	福岡地方裁判所事務局人事課	810-8653	福岡市中央区六本松4-2-4	092 (981) 9642
長崎市	長崎地方裁判所事務局総務課	850-8503	長崎市万才町9-26	095 (804) 4115
大分市	大分地方裁判所事務局総務課	870-8564	大分市荷揚町7-15	097 (532) 7161
熊本市	熊本地方裁判所事務局総務課	860-8513	熊本市中央区京町1-13-11	096 (241) 8923
鹿児島市	鹿児島地方裁判所事務局総務課	892-8501	鹿児島市山下町13-47	099 (808) 3707
宮崎市	宮崎地方裁判所事務局総務課	880-8543	宮崎市旭2-3-13	0985 (68) 5124
那覇市	那覇地方裁判所事務局総務課	900-8567	那覇市樋川1-14-1	098 (918) 3318

(注) 電話による問合せ 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

2 総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）

第1次試験地	問 合 せ 先	郵便番号	所 在 地	電話番号
札幌市	札幌家庭裁判所事務局総務課	060-0042	札幌市中央区大通西12	011 (350) 4660
函館市	函館家庭裁判所事務局総務課	040-8602	函館市上新川町1-8	0138 (38) 2366
釧路市	釧路家庭裁判所事務局総務課	085-0824	釧路市柏木町4-7	0154 (99) 1203
仙台市	仙台家庭裁判所事務局総務課	980-8637	仙台市青葉区片平1-6-1	022 (745) 6204
福島市	福島家庭裁判所事務局総務課	960-8512	福島市花園町5-38	024 (534) 2196
盛岡市	盛岡家庭裁判所事務局総務課	020-8520	盛岡市内丸9-1	019 (622) 3352
秋田市	秋田家庭裁判所事務局総務課	010-8504	秋田市山王7-1-1	018 (803) 0506
青森市	青森家庭裁判所事務局総務課	030-8523	青森市長島1-3-26	017 (722) 5428
東京都	東京家庭裁判所事務局人事課	100-8956	東京都千代田区霞が関1-1-2	03 (3502) 7108
横浜市	横浜家庭裁判所事務局総務課	231-8585	横浜市中区寿町1-2	045 (345) 3507
さいたま市	さいたま家庭裁判所事務局総務課	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	048 (863) 8762
千葉市	千葉家庭裁判所事務局総務課	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	043 (333) 5304
水戸市	水戸家庭裁判所事務局総務課	310-0062	水戸市大町1-1-38	029 (224) 8513
宇都宮市	宇都宮家庭裁判所事務局総務課	320-8505	宇都宮市小幡1-1-38	028 (621) 4845
前橋市	前橋家庭裁判所事務局総務課	371-8531	前橋市大手町3-1-34	027 (231) 4967
静岡市	静岡家庭裁判所事務局総務課	420-8604	静岡市葵区城内町1-20	054 (273) 8730
甲府市	甲府家庭裁判所事務局総務課	400-0032	甲府市中央1-10-7	055 (235) 1134
長野市	長野家庭裁判所事務局総務課	380-0846	長野市旭町1108	026 (403) 2010
新潟市	新潟家庭裁判所事務局総務課	951-8513	新潟市中央区川岸町1-54-1	025 (333) 0055
名古屋市	名古屋家庭裁判所事務局総務課	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-1	052 (223) 0996
津市	津家庭裁判所事務局総務課	514-8526	津市中央3-1	059 (226) 4876
金沢市	金沢家庭裁判所事務局総務課	920-8655	金沢市丸の内7-1	076 (262) 4435
富山市	富山家庭裁判所事務局総務課	939-8502	富山市西田地方町2-9-1	076 (421) 6319
大阪市	大阪家庭裁判所事務局人事課	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-13	06 (6943) 5493
京都市	京都家庭裁判所事務局総務課	606-0801	京都市左京区下鴨宮河町1	075 (722) 7211
神戸市	神戸家庭裁判所事務局総務課	652-0032	神戸市兵庫区荒田町3-46-1	078 (521) 5910
広島市	広島家庭裁判所事務局総務課	730-0012	広島市中区上八丁堀1-6	082 (228) 0573
山口市	山口家庭裁判所事務局総務課	753-0048	山口市駅通り1-6-1	083 (922) 9137
岡山市	岡山家庭裁判所事務局総務課	700-0807	岡山市北区南方1-8-42	086 (222) 4157
鳥取市	鳥取家庭裁判所事務局総務課	680-0011	鳥取市東町2-223	0857 (22) 2171
松江市	松江家庭裁判所事務局総務課	690-8523	松江市母衣町68	0852 (26) 1969
高松市	高松家庭裁判所事務局総務課	760-8585	高松市丸の内2-27	087 (851) 1632
高知市	高知家庭裁判所事務局総務課	780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088 (822) 0585
松山市	松山家庭裁判所事務局総務課	790-0006	松山市南堀端町2-1	089 (942) 0085
福岡市	福岡家庭裁判所事務局総務課	810-8652	福岡市中央区六本松4-2-4	092 (981) 9650
長崎市	長崎家庭裁判所事務局総務課	850-0033	長崎市万才町6-25	095 (804) 4143
大分市	大分家庭裁判所事務局総務課	870-8564	大分市荷揚町7-15	097 (532) 7161
熊本市	熊本家庭裁判所事務局総務課	860-0001	熊本市中央区千葉城町3-31	096 (206) 5156
鹿児島市	鹿児島家庭裁判所事務局総務課	892-8501	鹿児島市山下町13-47	099 (808) 3707
宮崎市	宮崎家庭裁判所事務局総務課	880-8543	宮崎市旭2-3-13	0985 (68) 5124
那覇市	那覇家庭裁判所事務局総務課	900-8603	那覇市樋川1-14-10	098 (855) 1288

(注) 電話による問合せ 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

第8 受験上の注意事項

1 第1次試験日の携行品（チェックリストとしてもご利用ください。）

- (1) ☐ 受験票（3箇月以内に撮影した写真を貼ったもの）
- (2) ☐ 受験票（控）
- (3) ☐ HBの鉛筆又はシャープペンシル（第1次試験で使用します。）
- (4) ☐ 黒のペン又はボールペン（インクが容易に消せるものを除きます。第2次試験で使用します。）
- (5) ☐ プラスチック製消しゴム
- (6) ☐ 時計（**時計機能だけのもの**）
- (7) ☐ 昼食

※総合職試験（家庭裁判所調査官補）受験者は(4)及び(7)は不要です。

2 注意事項

- (1) 総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第2次試験専門試験（憲法）並びに一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第2次試験論文試験（小論文）（総合職試験（裁判所事務官）の特例希望者も受験を要する。）は、第1次試験日に実施します。
- (2) 着席時刻から試験に関する注意事項の説明を開始しますので、必ず同時刻までに受付を済ませ、着席してください。試験問題等配布時刻に遅れた場合は、受験は認められません。
- (3) 試験場内では、掲示内容を確認し、試験官、試験係員及び施設関係者の指示に従ってください。
- (4) 試験室内では、スマートフォン等の通信機器の使用はできません。
- (5) 試験中は、受験票、時計（時間の確認にのみ使用し、タイマー、ストップウォッチ等の使用は認めません。）及び前記1(3)から(5)までの筆記用具以外のものは机上又は机の中に置かず、必ずかばん等の中にしまってください。
- (6) 試験中にスマートフォン等の通信機器を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、机の上や机の中などかばん等の外に出していた場合は、不正行為となりますので注意してください。
- (7) 試験中にトイレに行く場合は、黙って手を挙げ、係員の指示に従ってください。
- (8) 欠席又は棄権した試験種目がある場合は、それ以降は受験できません。
- (9) 試験場及びその周辺での駐車はできません。
- (10) **台風や地震等の災害が発生した場合の試験実施に関する情報については、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページ（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）をご覧ください。**

第9 合格後の予定

- 1 最終合格者は、試験の種類ごとに作成される（総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）は高等裁判所の管轄区域ごとに作成される。）採用候補者名簿に高点順に記載されます。この名簿の有効期間は1年です。
- 2 総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の最終合格者については希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所を対象に、総合職試験（家庭裁判所調査官補）の最終合格者については全国の大規模の裁判所を対象に、希望する勤務地、成績等を勘案の上、欠員のある裁判所に推薦し、各裁判所において採用諾否の意向照会等をして採用を内定します。
- 3 採用は、おおむね令和6年4月1日になります。ただし、希望する勤務地又は各裁判所の欠員状況によっては、名簿の有効期間内に推薦（採用）されない場合もあります。また、総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の最終合格者については、欠員状況等によっては、意向を確認の上、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所以外の裁判所に推薦される場合もあります。
- 4 大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者（最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者を含む。）が総合職試験（院卒者区分）を受験し最終合格したものの、後にこれらの課程を修了できなかった場合には、原則として採用されません。

第10 職務内容等

- 1 裁判所の組織は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官等が置かれています。司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。
- 2 裁判所事務官に採用されると、各裁判所の裁判部や事務局に配置され、裁判部では裁判所書記官のもとで各種裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において司法行政事務全般に従事します。

裁判所事務官として一定期間在職すると、裁判所書記官となるための裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程の入所試験を受験することができます。裁判所書記官になると、法律の専門家として固有の権限が付与され、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。さらに、法令や判例を調査したり、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うなどして、裁判の円滑な進捗を確保することも大きな役割の一つです。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

なお、総合職試験（裁判所事務官）として採用されると、裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程の入所試験を受験する場合、原則として、採用初年度に限り、院卒者区分合格者は筆記試験が免除され、大卒程度区分合格者は筆記試験の一部が免除されます。
- 3 家庭裁判所調査官補に採用されると、家庭裁判所に配属され、直ちに裁判所職員総合研修所に入所し、家庭裁判所調査官養成課程において、約2年間にわたり家庭裁判所調査官に任命されるための養成研修（採用庁における約1年間の実務修習を含む。）を受けます。

家庭裁判所調査官になると、調査を行う権限が付与され、夫婦、親族、子どもをめぐる争いなどの家庭に関する事件において紛争当事者や紛争の下にある子どもに対して、あるいは少年事件において非行のあった少年及びその保護者に対して、面接調査をしたり、関係機関との調整を行ったりします。紛争の背景にどのような事情があるか、子どもの状況や心情はどのようなものか、紛争解決のために何が必要か、少年がなぜ非行に至り、どのようにすれば立ち直ることができるか等を、行動科学の知見等に基づいて分析して明らかにし、裁判官に報告することで、裁判所の判断を支えていくことになります。

第11 給与 (次の額は、令和5年4月1日現在のものです(予定)。)

試験の種類	初任給 (東京都特別区内に勤務する場合の例)	諸手当の例
総合職試験 (院卒者区分)	259,200円 (行政職俸給表(一) 2級11号俸)	期末・勤勉手当…1年間に俸給月額などの約4.4箇月分 通勤手当……………6箇月定期券の価額等 (1箇月当たり最高55,000円) 住居手当……………最高28,000円 扶養手当……………配偶者6,500円等 超過勤務手当等
総合職試験 (大卒程度区分)	227,640円 (行政職俸給表(一) 2級1号俸)	
一般職試験 (裁判所事務官、 大卒程度区分)	222,240円 (行政職俸給表(一) 1級25号俸)	

第12 参考事項

1 令和4年度の実施状況

	総合職試験（裁判所事務官）				一般職試験（裁判所事務官）	
	院卒者区分		大卒程度区分		大卒程度区分	
勤務地	申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数
札幌高等裁判所の管轄区域内	3 (2)	－	8 (2)	0 (0)	401 (194)	83 (48)
仙台高等裁判所の管轄区域内	3 (1)	1 (1)	26 (9)	0 (0)	646 (290)	148 (82)
東京高等裁判所の管轄区域内	50 (23)	4 (3)	246 (86)	7 (4)	4,299 (2,059)	628 (361)
名古屋高等裁判所の管轄区域内	6 (2)	0 (0)	51 (24)	2 (1)	1,202 (597)	149 (86)
大阪高等裁判所の管轄区域内	30 (11)	2 (2)	75 (36)	0 (0)	2,017 (1,025)	231 (157)
広島高等裁判所の管轄区域内	1 (0)	－	22 (10)	－	765 (375)	136 (74)
高松高等裁判所の管轄区域内	0 (0)	－	20 (9)	0 (0)	524 (281)	80 (52)
福岡高等裁判所の管轄区域内	9 (2)	0 (0)	62 (31)	0 (0)	1,600 (842)	133 (78)
合 計	102 (41)	7 (6)	510 (207)	9 (5)	11,454 (5,663)	1,588 (938)

(注) 1 () 内の数字は女性の人数（内数）です。

2 一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の申込者数には、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の特例希望者96人及び総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の特例希望者494人が含まれています。

		申込者数	最終合格者数
総合職試験（家庭裁判所調査官補）	院卒者区分	130 (91)	13 (10)
	大卒程度区分	566 (374)	58 (46)

(注) () 内の数字は女性の人数（内数）です。

- 採用試験情報の詳細については、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページで紹介しています (<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>)。
- 裁判所の組織や職務内容を紹介したパンフレットも配布しています。郵送を希望される方は、請求する封筒の表面に「採用パンフレット請求」と朱書きし、返送先及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号：幅24.0cm、長さ33.2cm程度）に250円切手を貼ったものを同封して、12頁又は13頁に記載の最寄りの裁判所に請求してください。

第13 受験上の配慮について

身体の障害等があるため、着席位置の指定、車椅子、補聴器等の補装具の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望される方は、事前の申出が必要です。申込時に、インターネット申込みサイトの所定欄に、希望する配慮の内容を記入してください。

申出の内容や障害の程度を確認の上、場合によっては、障害の程度を証明する書類を提出していただくことがあります。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。